

司法書士の活動による 総合法律支援の活性化

大阪大学教授 仁 木 恒 夫

はじめに

わが国において司法へのアクセスを実効化させていく制度枠組として総合法律支援法が制定された。この制度は、多くの関係機関の協力によりその目的を実現することが想定されている。司法書士もまたその関係機関の一つである。司法書士は、総合法律支援体制の充実化の一端を担う重要な法専門家なのである¹。

総合法律支援法は、日本司法支援センター（法テラス）を政策実施拠点としている。司法書士も、日本司法支援センターに公式に関与し重要な役割を果たしているが、それだけではなくさらに非公式なかたちでの活動が、司法へのアクセス活性化を達成するのに有効にはたらくであろう。特に、総合法律支援の基本的な発想と、司法書士の業務の特徴とは適合的であり、両者が組み合わさることで法的サービス供給体制が広範に整備される可能性をもっている。

他方で、司法書士は、法的サービスの供給者という点からみれば、「不完全な」法専門家であるようにも思われる²。司法制度とかかわりを持ちながらも、司法書士には制度的な制約があるのである。しかしながら、そのことは司法へのアクセスにおける司法書士の役割において消極的にしか作用しないのであろうか。むしろ逆に、そうした特徴が、司法書士の強みになっており、利用者の法的支援へのアクセスにとっては力を発揮するということはないだろうか。

本稿では、以上のような関心から、総合法律支援体制のもとでの司法へのアクセス政策に、司法書士がどのような役割を果たしうるのかを検討する。

1. 司法制度における司法書士

わが国においては、法に基づいて社会関係を規律する法化の成熟が目指されている。そのためには一般の人々にとって法律家が活用しやすい

条件整備が必要である。司法制度改革において、司法書士はその目的に適合した役割を果たし得る力を強化してきた。

司法書士の主要業務は登記関係業務と裁判関係業務の二つであるが、現実には多くの司法書士が業務の中心を前者の登記においてきた。他方、わが国の司法政策において、歴史的に法曹人口は抑制されており、法的サービスが十分にいきわたらない領域では³、司法書士が重要な法的サービスの供給者となってきた⁴。司法書士が提供できる法的サービスは、裁判関係業務においては書面作成に制約されており、公式には弁護士と同じ法的サービスを提供することができるわけではなかった。しかし、不自由な中でも、司法書士が司法制度において現実に果たしてきた役割の社会的意義は大きく、その制約の中で司法書士が作り上げてきた裁判関係業務スタイルの積極的側面に焦点をあてようとする主張が広く影響力を持つようになる。司法書士の裁判関係業務の特徴を本人支援型の関与であるとする議論である⁵。

司法書士の法的サービスは、本来的には訴訟での代理権はなく、裁判関係書類の作成に限定されているため、法廷では依頼者本人が自分で弁論をしなければならない。そのため、本人の話をよく聴き、本人の主張したいことをできるかぎり書面に具体化しようとした。また、本人が法廷でどうすればよいのかを分かりやすく説明しなければならなかった。司法書士のこうした関与の形態は、当事者の主体性を尊重しようとするものであり、自ら紛争処理を担っていこうという当事者の満足も高いといわれていた。また、書面作成にかかる費用が比較的安価であることも、司法書士の利用をうながす要因であった。

現在、司法書士は、法務大臣の認定を受ければ簡易裁判所で代理することが可能になり、司法書士人口の7割近くがこの認定を受けている⁶。このような中でも、次のような理由から、司法書士の裁判関係業務の特徴は依然として本人支援型を維持することに重要な意義があると考えられる。

第一に、司法書士の裁判関係業務には、劇的な制度改革があつたにも

かわらず、やはりまだ制約が残っていることによる。司法書士が依頼を受けるとすれば、第一審の事物管轄が地方裁判所の事件では書面作成に制約されるのはもちろん、簡易裁判所での代理案件であっても上訴があれば、ひきつづき関与するかぎり本人支援型を取らざるを得ない。現実には一審で確定する事件も多いのかもしれないが、少なくとも上訴で関与する可能性を念頭に置いた法的サービスが必要であろう。そうであるならば、簡易裁判所で代理をするさいでも、司法書士の関与には本人支援型の姿勢が必要になってくるのである。

第二に、本人支援型関与の質的な重要性である。本人支援というのは、訴訟において当事者が自分自身で言い分を述べ、主体的に関与していけることを含意する。もちろん、当事者が審理に可能な限り主体的にかかわることは望ましい⁷。しかし、本人が自分の紛争を自分で処理することこそを重視するならば、それは法廷でのやり取りに限定されるわけではない。むしろ当事者にとっては法廷を出てからの時間のほうが多いし、重要でもある。法廷以外で、当事者が紛争を処理するためにどうすべきなのかを自分で考え、適切な行動選択を行っていく。司法書士は、本人支援の関与スタイルによって、この当事者の訴訟外の社会生活での行動選択もふくめてよりよい法的サービスを提供することができる⁸。

2. 司法書士と法的支援へのアクセス

(1) 法的支援ニーズへのネットワークによる対応

法化社会を実現するには、利用者にとって司法制度が利用しやすいものにならなければならない。本来、受動的な司法制度においては、これまで必ずしも利用者からアクセスしやすいものではなかった。総合法律支援法は、こうした司法へのアクセスを容易にすることを企図した制度である。そして、地方では法的支援を受けるのが難しいこと、法的支援の利用には費用がかかること、問題を抱えたときにどこへ行けば適切な法的支援を受けられるのか分からないことが、トラブル経験者にとって

障害になっていることが指摘されている⁹。一般的には、このようなアクセス障害の克服に総合法律支援制度が有効な施策を行うことが期待されている。しかし、ここでは、司法書士が総合法律支援制度にかかわることを意識しつつ、現実にとどのような人々にアクセス障害が存在するのかをもう少し具体的に確認しておこう。

法律扶助調査の結果によれば¹⁰、一般には、法律問題は若年層と高齢者層で発生頻度が相対的に低く、福祉問題は高齢者層で発生頻度が高い。しかし、若年層は、法律問題の経験頻度は低いが、弁護士・司法書士へのアクセス頻度も極端に低く、家族・親族や友人・同僚に相談をする傾向にある一方で、高齢者層は、家族・親族等への相談が低下し、自治体等の相談窓口を経て弁護士・司法書士へアクセスする傾向があるという。また福祉問題の経験者は、問題発生率は法律問題の経験者と同じであるにもかかわらず、家族・親族以外の弁護士や司法書士等の外部機関に相談することはほとんどない。さらに深刻なのは、路上生活者であり、法律問題と福祉問題ともに経験頻度が極めて高く、問題が集中している。しかしながら、特に施設に入居していない現路上生活者は、弁護士や司法書士に相談する割合は非常に低いという。

以上の知見によれば、現に法的支援が必要であるにもかかわらず受けることができない層、そしてまた問題発生頻度が高いにもかかわらず法的支援へのアクセスが閉ざされている層があることがあきらかである。こうした人々ができるかぎり早期に適切な法的支援に到達できるように、より積極的な施策が必要であろう。このような司法へのアクセスの考え方の基底には、福祉国家的な司法制度の手当ての必要性の認識がある¹¹。そして、総合法律支援の構想では、諸機関の連携の確保・強化により水平的な支援のネットワークを作っていくことによって、この問題により実効的に対応しようとするものであるという見解が有力に主張されている¹²。それでは、総合法律支援で構想される、法的支援へのアクセスのためのネットワーク構築において¹³、司法書士はどのような役割を果たしうるのだろうか。

(2) 法テラスへの司法書士の関与

司法へのアクセスを実効化するために全国に設置された法テラスは、具体的には、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務等、犯罪被害者支援業務、受託業務を担っているが¹⁴、上記のような問題に対して司法書士が直接携わり¹⁵、その一端を支えているのは情報提供業務と法律扶助業務である¹⁶。

第一に、法テラスが担う情報提供業務がある。法的トラブルを抱えた紛争当事者が、当該トラブルについてどこで相談するのが妥当なのかの情報を提供する業務である。これは全国统一窓口であるサポートダイヤルと、全国各地の地方事務所において行われている。それぞれの情報提供場面で司法書士は重要な役割を果たしている。

まず、サポートダイヤルからの転送先としての司法書士会電話相談センターでの対応である。司法書士会電話相談センターでは、法テラスのサポートダイヤルからの転送を受けて、利用者の相談に電話で応じている¹⁷。

次に、地方事務所での情報提供業務として、多くの司法書士が窓口対応専門職員としてかかわっている。すなわち、利用者からの電話または直接面談での問い合わせに対して、適切な機関を紹介するのである。ただし、ここでの情報提供は機関紹介にとどまるのであり、法的知識をもつ司法書士の専門性が十分に生かされるものにはなっていないといわれている¹⁸。

そして、この窓口において機関紹介を受けた連携相談窓口としての司法書士総合相談センターも重要である¹⁹。法テラスから紹介されてくる相談は、各司法書士会の総合相談センターで集中的に受付、管理がなされている。司法書士総合法律相談センターには、サポートダイヤルや司法書士会電話相談センターからも転送されてくることがある。

第二に、法テラスで一定の資力要件に該当する紛争当事者に対してなされる経済的援助である法律扶助業務を、多くの契約司法書士が担っている。

司法書士は法テラスと契約を締結し²⁰、法律扶助の対象となる事件を取り扱っている。契約司法書士は、資力基準を満たす利用者に法律相談援助を提供する。その結果、書類作成援助や代理援助が必要と判断される場合は、地方事務所の審査を経て援助開始が決定される。統計では明らかになっては不在が、書類作成援助はほとんどが司法書士によるものであるとされる²¹。多重債務が社会問題化した時期に多くの破産申立て書類の作成を担っていた。また認定司法書士は、簡易裁判所での代理業務も受けていることが推測される。

こうした司法書士の法テラスでの活動は、紛争当事者にとって初期の機関探索段階での接触であり、スムーズに適切な紛争処理へと進められていくためには相談内容的確な把握が必要である。司法書士は、これまで当事者の話をよく聴く本人支援型の訴訟への関与を実践の特徴としており、こうした法テラス関連業務での相談でもその強みが発揮されることが期待される²²。そのことによって法的支援諸機関による公式のネットワークはより実効的に機能するであろう。

3. 司法書士による法的支援ネットワークの活性化

(1) アクセスにおける司法書士の優位性

司法書士の法テラスへの公式のかかわりは先にみた場面にかぎられる。しかしながら、総合法律支援法がより広く人々の法的支援へのアクセスを実効化する方策を講じるものであるならば、司法書士がそのために期待される役割は公式の活動には限定されない。個々の司法書士が、法的支援を必要とする人々に適切な支援を提供できるように固有の役割を果たすことが期待されるのである。そこで、人々の法的支援の獲得については、まず司法制度改革において司法書士に付与された簡裁代理権が通常業務において十分な機能を発揮しているかが重要である。

司法統計によれば司法書士の代理件数は増加し、一定の存在感を示している。しかし、その内実をみると、大半は多重債務事件での不当利得請求事件である。もちろん、この問題について司法書士が大きな役割を

果たしたことはいうまでもない。けれども一般民事事件への関与は低いこと、とりわけ被告事件への関与が極端に低いことが指摘されている²³。一過性のものではない一般民事事件への関与が十分ではないということは²⁴、司法書士に期待されている機能がまだ期待どおりに発揮されているとはいえないことを示している。それにもかかわらず、今後、司法書士の法的支援へのアクセスが高まる可能性が考えられる。

第一に、大量の多重債務事件にかかわったことで司法書士の認知が広まったということである²⁵。これまで多重債務事件で接してきた多くの利用者のあいだには、司法書士が裁判関係業務に携わっているということは身をもって体験されている。こうした司法書士利用経験者が、なにか問題に遭遇したときにはまた司法書士に相談することが想起されるのではないだろうか。あるいは、紛争を抱えている周囲の人に司法書士を紹介するということも考えられる。

第二に、司法書士が非紛争的な登記関係業務を広く手がけていることと関連している²⁶。司法書士が必ずしも裁判関係業務にかかわらなくてもよいのは、彼らが登記を主要業務としてきたからである。そうした現実があるということは、一般に利用者のあいだにも司法書士は登記の専門家であるという理解が浸透しているということである。そして、登記手続は紛争的な色彩が強くはなく、その専門家である司法書士には日常的な業務の延長で気軽に相談しやすいのではないだろうか²⁷。あるいは、登記等の相談に紛争性がふくまれることが司法書士に到達した段階で顕在化することも考えられるのである。

(2) 地域基盤のネットワーキング

個々の司法書士は、現状では十分とはいえないものの、制度的には重要な機能拡充がなされ、利用者にとって司法へのアクセスを容易にする役割を担っている。しかし、綜合法律支援法の構想をより実効化しようとするならば、個々の司法書士単独での法的サービスの提供に視野を限定するのではなく、むしろ利用者と利用者の抱える問題の総体から司法

書士に求められる役割を考えなければならない。

じつは、司法書士の実務においては、このような発想は従来から比較的なじみのあるものではないかと思われる。それは司法書士が担当できる業務が、従来から限定的であったこととかかわるのではないだろうか。まず、主要業務である登記関係業務では、不動産登記において土地家屋調査士と一緒に仕事をするのは少なくないだろう。また、裁判関係業務では、かつて司法書士は書面作成ができるに止まり、相談段階や審理途中で代理人に依頼したほうがよいということが分かれば、弁護士を紹介することがあった²⁸。零細企業の仕事の中では、商業登記や不動産登記についてだけではなく、税金や後継者に対する遺言についての質問等さまざまな相談を受け、専門性の高い内容の場合には税理士や弁護士を紹介することがあるという²⁹。成年後見人業務では、自治体や民生委員、地域包括支援センター³⁰、医療機関などと連携しながら保護対象者の支援をするのである³¹。

このように、司法書士は主要業務の遂行において果たし得る機能が限定されていることで、そのことを前提として利用者の要望にできるかぎり応えられる業務体制を考えざるを得なかったのではないだろうか。しかも、司法書士は、法律要件にとらわれることなく利用者の話をよく聴く本人支援型関与の特徴をもっている。そうすることで利用者が置かれている状況を総体として把握する中では、伏在する他の専門知識を必要とする問題に気づくこともあったと思われる。このことは、よりよい法的サービスを提供しようとする司法書士にとって、他業種との連携を促すことにつながったと考えられるのである³²。

また、司法書士は、近年都市部への集中現象がみられるようにはなってきたものの、それでも全国に比較的広く分布している³³。司法書士の主要業務は不動産登記であるが、不動産の取引慣行や法務局の実務慣行には地域性³⁴がある。司法書士が登記関係業務を円滑におこなうには、こうした地域的な特性を熟知している必要がある。司法書士は、業務の性質上、原則的に地域に密着した活動をおこなっているのである。その

ことは、地域の様々な分野の専門機関と連携して業務にあたるさいにも有利なのではないだろうか³⁵。もちろん、巡回法律相談やひまわり基金法律事務所など地域の外部から法的支援供給主体が増設されることもあり、そのことが利用者にとって法へのアクセスの機会を高め、ひいては地域の法的支援ネットワークに積極的な効果をもたらすことはあるだろう³⁶。しかしながら、状況に応じて多様な専門知識を動員するためには、地域の法的支援ネットワークに有機的に組み込まれていることがより有効性を発揮する場合があると考えられるのである³⁷。

このような司法書士の業務の特徴は、総合法律支援法が構想する司法へのアクセスの実効化のためのネットワーク構築を非公式な面でも広く活性化させる³⁸可能性を潜在させているといえよう。

（３）利用者の自立促進の支援

法的支援ネットワークは、最初に接触した相談機関から適切な相談機関へ早期につなげ、複合的な問題には各種専門機関が連携して対応することを可能にする。こうした法的支援ネットワークの確立は、多くの専門機関が利用者と接触する機会を増やすことになるだろう。その中で、支援を必要とする人々が、できるかぎり早く必要な支援にたどり着くために、有効に機能することが期待される。そして、そこでは、専門機関は利用者とのようにかかわっていくべきかということをより強く意識しておかなければならない。

わが国では、伝統的に公権力への依存傾向が強くみられるとされる。また行政的相談窓口でも、利用者を基本的に弱者ないし被害者としてとらえて、彼らを保護し救済するという姿勢がみられるという³⁹。法的支援ネットワークの働きの中でも、自治体、警察、消費生活センターなどの行政機関の関与が想定されている。福祉国家的な司法へのアクセス政策にこうした行政機関の支援が入るとき、利用者が関与機関から最大限の「支援」を引き出そうとすることに関心を集中させて、依存を強めてしまうことはないだろうか。また、それは行政機関に対してというだけで

はなく、司法書士や弁護士、医療機関などの専門職に対しても向けられることも危惧される⁴⁰。

従来の司法書士の紛争への関与のあり方は、このような法的支援ネットワークに適合的で重要な示唆を与える。司法書士の本人支援型関与では、法廷の内外に渡って、当事者が自分の問題は自分で処理しようとする⁴¹ことを支援する。すなわち、司法書士は関与のプロセスにおいて、当事者自身が自分で考え、自分で行動を担っていくことを奨励し、またこれを可能な形で援助するのであった⁴²。法的支援ネットワークを通じたサービス提供においても、このような当事者の自立を促す支援への視点が、それぞれの専門的知見が限定的なものであるという認識と相乗して、適切で有効な諸機関の協働的な関与を実現すると考えられるのである。

支援の目的は、利用者が現在抱えている問題に適切な専門的手当てを得て、生活環境を立て直し、場合によっては継続的に専門的支援を受けながらも、しかしより自立的に社会生活へ戻っていくことに向けられるべきではないだろうか⁴³。そのように考えるならば、専門的支援では、過剰にかかわることを控え、当該利用者の全般的な生活状況の中でどのように生かされるかが常に考慮されること、そして本人にその手ごたえが獲得されることが重要になってくる。法的支援ネットワークに携わる専門機関は、それぞれの専門的知見から他の機関と連携して、こうした支援を利用者に提供していくべきであろう。

4. 総合法律支援に携わる司法書士の課題

司法書士は、わが国に広く総合法律支援の構想を実現・定着させていくのに、重要で適合的な専門職の一つであることをみてきた。公式および非公式のネットワークでの司法書士の活動は、人々の法的支援へのアクセスを活性化させる可能性をもっているのである。今後、司法制度において、司法書士の役割はさらに重視されるべきであるし、司法書士も自身の果たすべき役割を自覚的に洗練させていくことで、総合法律支援

体制における存在感がいつそう高まるであろう。本論では司法書士の積極的な側面を強調しその可能性に焦点を当ててみてきたが、最後に、現在の司法書士に残された課題について述べよう。

第一に、すでに本論でも指摘したが、司法書士が手掛けている一般民事事件がまだ十分とはいえないことである。大量の多重債務事件の発生と司法書士の積極的な関与により、多くの司法書士にとって裁判所が以前よりもなじみのある場所になったことはまちがいない。これをきっかけに、事件処理においてより個性への配慮が求められる一般民事事件にも携わる司法書士が増加することが求められよう。ただし、未経験者にとって一般民事事件での代理は決して容易ではない⁴⁴。個々の司法書士が法律家として成熟していくには、司法書士会としての組織的な取り組みを考える必要があるかもしれない。

第二に、司法書士の法律家としての成熟の必要性がある一方で、従来の本人支援型の関与が維持されるかどうかである。本論でみたように、現状でもなお司法書士に固有の本人支援型関与を維持していくことが総合法律支援体制にとって有効である⁴⁵。多くの司法書士が共有するこの業務スタイルに由来する「話を聴く」実践が、法テラスにおいて司法書士に与えられた重要な業務に合致したものであり、総合法律支援の構想を実効的なものにする。司法書士が、代理権への関心から結果志向的になり、この特徴を失うならば⁴⁶、司法書士自身だけでなく総合法律支援体制が機能を大きく低下させることになるだろう。

第三に、司法書士が担う多様な機関の連携分担の中に自身も積極的に携わっている民間 ADR も位置づけていくべきであろう。多くの司法書士が関心を持ち、司法書士会において設置された ADR センターは、残念ながら現時点では十分に稼働し機能を発揮しているといえるものはない。これは、当の司法書士自身のうちに ADR についての理解が浸透していないからではないだろうか。もともと司法へのアクセスの思想の中で ADR は重要な役割与えられていたのであり、司法書士自身が運営する ADR 機関もみずから担う機関ネットワークの連携の選択肢に積極

的に組み込んでいくべきであろう。

[注]

- 1 法テラス関係者による司法書士の法テラスへの協力に対する期待や評価に関する記事が月報司法書士に散見する。金平輝子「司法書士会との連携について」月報司法書士411号（2006年）2頁以下、関一穂「法テラスの情報提供業務の概況と司法書士の方々に望むこと」月報司法書士425号（2007年）2頁以下、佐川孝志「民事法律扶助の新たな展開の方向性をめぐって」月報司法書士443号（2009年）20頁以下参照。
- 2 江藤价泰「司法書士の歩み」月報司法書士431号（2008号）9頁でも、「司法書士は自らを法律家として形成する努力を続けてきたと言うこともできる。しかし、今後ともこの努力を続け、自らを法律家として確立しなければならない」として、いまだ「生成中の法律家」であると性格規定する。また、この司法書士が「生成中の法律家」であるという指摘については、制度改正以前の議論であるが、江藤价泰「序論・司法書士の基本的性格」江藤編『司法書士の実務と理論』（日本評論社、1991年）1-28頁も参照。このことは、現時点では司法書士はまだ法律家としては不完全であるという理解があるということと考えられる。また塩谷弘康「社会の中の司法書士—その実像を探る」月報司法書士431号10-15頁でも、「司法書士は市民に身近な存在か」という面でも「司法書士は『法律家（リーガル・プロフェッション）』と呼べるか」という面でも十分ではなく、現在でも「生成中の法律家」とであると評価している。
- 3 たとえば、三阪佳弘「近代日本の地域社会と弁護士——一九〇〇年代の滋賀県域を題材として」法と政治第62巻第1号（2011年）631頁以下は、明治後半期の滋賀県域での地域社会における法的サービスの需要充足における「非弁護士」層の存在を実証的に明らかにする。
- 4 大出良知「司法書士は司法制度上どのような位置を占めてきたのか—司法書士史の編纂を通して—」月報司法書士479号（2012年）19-29頁。
- 5 和田仁孝『民事紛争交渉過程論』（信山社、1991年）第二章61頁以下、和田仁孝「司法書士と紛争処理」和田仁孝・太田勝造・阿部昌樹『交渉と紛争処理』（日本評論社、2002年）322-336頁も参照。
- 6 日本司法書士会連合会編『司法書士白書2013年版』（日本加除出版、2013年）57頁によれば、2013年1月1日現在の全国の司法書士会員数20,956名のうち、代理権を取得した会員数は14,456名であり全体の69%を占めている。

- 7 司法研修所編『本人訴訟に関する実証的研究』（法曹会、2013年）では、裁判官へのアンケート調査の結果から、本人訴訟では裁判所の負担が比較的大きいこと、また場合によって弁護士選任率を向上させる必要があることが指摘されている。客観的なデータに基づく興味深い分析であり、現象の一面を明らかにする研究として説得力をもつが、本人訴訟の実相を把握するためには、本人や弁護士の観点もあわせて多角的かつ慎重に検討する必要があると思われる。
- 8 赤松茂「簡裁代理権活用の実務」月報司法書士482号（2012年）25頁では、論者が代理人として受任する事件でも、本人ができる情報収集、相手方との交渉などは、本人にしてもらうように意識しているという。そのことで紛争解決コストを抑えることができるし、本人訴訟支援の姿勢を保つことができるとする。
- 9 山本和彦「総合法律支援の理念—民事司法の視点から」ジュリスト1305号（2006年）9-11頁では、具体的なアクセス・バリアとしてこれら「距離のバリア」「費用のバリア」「情報のバリア」に加えて「心理的なバリア」をあげている。
- 10 菅原郁夫「社会ネットワークの一員としての司法書士—社会始源としての可能性—」月報司法書士469号（2011年）2-9頁、詳細については菅原郁夫「ニーズ調査の結果からみた民事法律扶助の現状と課題」ジュリスト1415号（2011年）27頁以下も参照。
- 11 Mauro Cappelletti and Bryant Garth, “Access to Justice: The Newest Wave in the Worldwide Movement to Make Rights Effective”, *Buffalo Law Review* Vol.27, (1978) pp.181-292
- 12 樫村志郎「司法改革の原点 司法過疎とその視点」法社会学63号（2005年）161-185頁、濱野亮「地域に密着した柔軟で主体的な司法ネットの展開に向けて—現場で構築するネットワークの重要性について」リーガル・エイド研究12号（2006年）1-21頁、佐藤岩夫「地域の法律問題と相談者ネットワーク—岩手県釜石市の調査結果から—」社会科学研究第59巻3・4号（2008年）109-145頁、菅原・前掲「社会ネットワークの一員としての司法書士—社会資源としての可能性—」、吉岡すずか『法的支援ネットワーク—地域滞在型調査による考察—』（信山社、2013年）など。
- 13 ネットワークについては守屋明「地域的リーガル・ネットワークの課題—まともに代えて—」岡山リーガル・ネットワーク研究会編『地域社会とリーガル・ネットワーク—その可能性と現在—』（商事法務、2006年）98-111頁において、部分性、非公式性、任意性という特徴があることが指摘されている。総合法律支援制度に直接かわる連携・ネットワークをここでは「公式の」ネットワークとして、それ以外の非公式のネットワークと区別して論じているが、法的支援ネットワークの実効性を検討するには、双方を視野におさめつつ、守屋が指摘するよ

- うな特徴に焦点を当てて、その問題状況を詳細にみていく必要があるだろう。
- 14 日本司法支援センター（法テラス）編著『法テラス白書平成23年度版』（日本司法支援センター、2012年）の主要業務の分類に従っている。
 - 15 法テラスの運営面で、各種委員としての関与もあり、重要である。法テラス大阪の副所長の報告として山内鉄夫「地方事務所のいま」月報司法書士425号（2007年）20-24頁があるが、法テラスの副所長に司法書士が就任することは、法テラスの連携先としての重要性と同時に、多角的な観点から法テラスが運営されていくという点でも望ましい。
 - 16 里村美喜夫「希望の星『法テラス』」ジュリスト1360号（2008年）76-79頁。また早川清人「総合法律支援における法テラスと司法書士」月報司法書士425号（2007年）9-13頁。早川清人「『納得』の醸成と法の豊饒化に向かって」総合法律支援論叢第1号（2012年）87-102頁では、犯罪被害者支援事業や自死問題対応についても総合法律支援に関連する司法書士の業務として言及している。
 - 17 詳細については、深沢元「法テラスコールセンターより」月報司法書士425号（2007年）14-16頁および黒川龍「司法書士電話相談センターの相談員になって」月報司法書士425号（2007年）17-19頁参照。なお、司法書士電話相談センターの対応は、全国で13の司法書士会で行われている（2013年7月8日現在）。
 - 18 関・前掲「法テラスの情報提供業務の概況と司法書士の方々に望むこと」6頁参照。
 - 19 中弘「司法書士総合相談センター設置の意義」月報司法書士411号（2006年）14頁以下。
 - 20 日本司法支援センター編・前掲『法テラス白書平成23年度版』によれば、平成19年度以降、契約司法書士数は増加し続けており、平成23年度には6,065名であった。
 - 21 「ドキュメント司法書士ひと輝く」月報司法書士450号（2009年）64-67頁の安河内肇司法書士、船戸雅彦司法書士へのインタビュー参照。
 - 22 ただし、黒川・前掲「司法書士電話相談センターの相談員になって」18頁では、「言葉」に対する配慮が求められる」として、電話相談に固有の難しさを報告している。話を聴く実務スタイルでも、対面での相談と電話での相談とでは状況が違い、司法書士会が設置した電話相談センターにはこれまで司法書士が必ずしも強く意識しなかった難しさが顕在化してきているのであろう。
 - 23 赤松茂・鈴木修司・山田茂樹編著『司法書士による被告事件の実務—訴訟活動の事例と指針—』（民事法研究会、2013年）第1章が司法統計年報をもとに明らかにしている。
 - 24 近藤哲「簡易裁判所の審理と司法書士関与事件の実情と課題」市民と法81号

20-24頁では、大阪簡易裁判所での認定司法書士の裁判実務について、認定制度後10年を経た現在、「おおむね適切に行われて」いるとする一方で（21頁）、「不当利得（過払金）返還請求事件については、認定司法書士も弁護士と遜色のない訴訟活動を行っているところであるが、それ以外の事件については、なお未知数の部分もある（23頁）」として、司法書士の課題を指摘している。司法書士が関与している決して多くはない一般民事事件での訴訟活動に改善の余地があることを示しているのである。そうした質的な意味でも司法書士の代理機能をより実効化させていく必要があるだろう。

- 25 赤松茂「簡裁代理権活用の実務」月報司法書士482号（2012年）19頁。
- 26 濱野・前掲「総合法律支援における司法書士の役割」28頁では、司法書士は、この点とともに数居が低いこともあげている。
- 27 仁木恒夫「司法書士の紛争処理機能」樫村志郎・武士俣敦編『現代日本の紛争処理と民事司法2 トラブル経験と相談行動』（東京大学出版会、2010年）167-190頁では、紛争当事者にとって司法書士が諸機関と比べて相談先となる機会は多くはないものの、しかしその中でも取り扱う相談には不動産賃貸借に係る事件が多いことが明らかになっている。このことから、司法書士は、紛争処理案件においても、不動産関係のイメージを反映した相談を受けることが少なくないのではないかと推測される。
- 28 これまで実施してきた司法書士へのインタビュー調査では、そのほとんどが親しい弁護士を持っており、依頼者が弁護士に相談したほうがよいと思われる事件は紹介するという。また、たとえば兵庫県司法書士へのインタビュー（2005年4月21日）によれば、同じ建物に入っている法律事務所から保全の書類の作成を依頼されたことがあるという。この司法書士も述べているが、ベテランの事務職員がいれば担当すると思われる仕事で、法律事務所の体制や緊急性などからこのような書類作成依頼も十分ありうる。仁木・前掲「司法書士の紛争処理機能」180頁も参照。
- 29 須藤貢一「企業法務と中小企業支援業務」江藤价泰編『司法書士の新展開』（日本評論社、2005年）63-71頁。
- 30 草地美紀「高齢消費者被害の発見とその救済（2・完）」駿河台法学第24巻第1・2号（2010年）121頁以下では、高齢者に司法アクセスの改善には、法テラスやひまわり基金法律事務所だけでなく、地域包括支援センターによる外部機関との恒常的な関係構築が重要であることを指摘する。各機関に同様の理解が共有されることで、法的支援ネットワークの機能はより確実なものになるであろう。
- 31 古川静男「長野の取り組み―行政や他団体との係わりを中心に」月報司法書士444号（2009年）25-29頁、吉塚正治「司法書士と地域包括支援センター」月報司

法書士444号（2009年）33-35頁など参照。

32 もっとも、個々の司法書士の意識に任せることでこうしたネットワーク形成がすすむと考えるのは楽観的にすぎる。吉岡すずか「弁護士と他士業の協働—利用者ニーズの視点から—」法社会学76号（2012年）205-218頁では、弁護士法人東京パブリック法律事務所が実施した地域における合同相談会で、相互理解がすすみ日常的な協働の姿勢が促進されたとする。意識的にこうした実践的取組みをおこなうことが必要であろう。

33 日本司法書士会連合会編・前掲『司法書士白書2013年版』182-183頁の「全国都道府県別の法律専門職等団体の会員数等」を参照。

34 顕著な例として、たとえば森木田一毅「いわゆる『京都方式』からの決済論」月報司法書士468号（2011年）20-25頁。なお、法務局における手続で、地域により提出を求められる書類が変わってくる可能性があるようであるが（たとえば、登記名義人表示変更で住所の連続性が証明できない場合に添付が求められている資料が地域により異なる等）、その妥当性は問題にすべきものも当然あると思われる。

35 月報司法書士で「地域」に焦点を当てた特集がたびたび組まれることは、司法書士の業務遂行において地域を基盤とする側面があることを反映しているのではないだろうか。また稲村厚「地域連携からコミュニティの一員へ」月報司法書士452号（2009年）18-21頁は、司法書士の活動を地域における役割という視点からより徹底してとらえて「ソーシャルワーク」という側面の重要性を強調する。太田晃弘・長谷川佳子・吉岡すずか「常勤弁護士と関係機関との連携—司法ソーシャルワークの可能性」総合法律支援論叢第1号（2012年）104-145頁で紹介されているような、法テラスのスタッフ弁護士が担う特徴的な業務との親和性がみとれるものであり興味深い。

36 外部からの法的支援供給主体の増設というとらえ方は檜村・前掲『『司法過疎』の現状と課題—地方社会における司法需要とサービス探索に即して—』5頁の「土着」の主体と「外来」の主体の分類による。なお、阿部昌樹「司法過疎対策がもたらすもの」法学雑誌第54巻第1号（2007年）552-578頁は2004年に6ヵ所の司法過疎地域を対象に実施された調査票調査の結果に基づき、この問題について興味深い分析を行っている。阿部によれば、ひまわり基金法律事務所の設置は、法律相談センターと比較して、地域の既存の相談機関の「法についての語り」を豊富化、活性化し、来訪者にかつてよりも法的な紛争解決を勧め、ひまわり基金法律事務所に行くように促す。そこに地域における法的ニーズの創出を読み解いている。ひまわり基金法律事務所に赴任する弁護士は、必ずしも永続的ではないが、一定期間であっても地域に定住することで生じる波及的な効果を説得的に説

明している。

37 樫村・前掲『『司法過疎』の現状と課題—地方社会における司法需要とサービス探索に即して—』では、地方社会の人間関係のあり方が、その地方の司法需要の内容に影響を与えることを指摘している。また、佐藤岩夫「地域の法律問題と相談者ネットワーク—岩手県釜石市の調査結果から—」社会科学第59巻3・4号（2008年）134頁は、2006年時点での岩手県釜石市を対象に地域の相談機関・法律専門家の活動とネットワークを明らかにする中で、司法書士が地元への密着性を指摘していることに言及している。この中には多重債務問題に積極的に取り組んでいる司法書士がおり、岩手県独自の相談機関である岩手県消費者信用生活協同組合（125-127頁）と連携していることが報告されている。

38 吉岡すずか『法的支援ネットワーク』（信山社、2013年）20-21頁では、「法的支援供給者や関連する問題処理のために〈連携〉や協働して問題解決を行う専門的助言者のネットワークを、地域社会の総体的機能ないし現象として〈法的支援ネットワーク〉と把握する」。そして、「〈法的支援ネットワーク〉のメンバーが日常的に相互の資源を融通し合う〈ネットワーク活動〉のうち、「さまざまな程度と仕方で相互協力活動の基盤たる関係性の調整を行う活動」を〈連携〉とする。本稿でも、司法書士の他機関との連携については、吉岡の法的支援ネットワークの発想を下敷きにしている。なお、吉岡の研究は、ある離島を調査対象地として設定し、その地域に固有の特徴をもった人間関係が、近隣に定着する弁護士利用を妨げる一方で、外部にいる弁護士を動員するチャネルにもなっていることを指摘する。また、地域内の弁護士の有料法律相談が、従前から存在する諸機関の無料相談と比較されて利用者から違和感を抱かれているとされる。特定の地域の人間関係のあり方や機関サービスのあり方が、紛争当事者の法律家使用のあり方に影響することを明らかにする重要な知見であり、公式及び非公式の法的支援ネットワークの整備活性化を考えるのに非常に有益である。

39 田中成明『現代日本法の構図[増補版]』（悠々社、1992年）27頁、102-103頁など。

40 専門機関の側からいえば、こうした利用者の依存行動によって、過剰な負担を負う危険性がある。たとえば京都府のある地域で開業する司法書士への、高齢消費被害者問題についてのインタビュー（2013年4月18日）では、高齢者の問題にかかわることになった当初は、手の抜きどころが分からず被保護対象者の洗濯をしたり、食事を作って持っていくということがあったという。しかし、それをする人を見つけて、ネットワークを構築するのが司法書士の仕事だという視線でいくと楽に仕事ができるようになるという。なお、この地域には法律事務所は調査当時は二件であった。

- 41 Lucie E. White “No Exit: Rethinking ‘Welfare Dependency’ from a Different Ground ”, *The Georgetown Law Journal* Vol.81, 1992-1993, pp.1961-2002では、アメリカにおいて広く普及する世代間での「貧困の連鎖」の言説を批判し、事態を単純化せずに、個々の制度利用者の生活の場でのありようを丁寧に見ると、支援を必要とするような人々も、こうした自立を志向する行動をおこすことを指摘する。
- 42 ただし、このことは司法書士に特徴的な「話を聴く」本人支援型関与だけでは十分とはいえない。少なくとも法律家は、むしろ依頼者の不適切と思われる要望とは対立することも必要になってくる。弁護士の依頼者との対立については仁木恒夫「法律相談過程における弁護士と依頼者の対立」立教法学70号（2006年）465-486頁参照。
- 43 座談会「民事紛争解決システム 理論の新しい風—これからの裁判実務と法律家」井上治典・佐藤彰一編『現代調停の技法～司法の未来～』（判例タイムズ社、1999年）328頁以下、特に349頁、377-384頁の井上正三発言。
- 44 簡裁代理権認定制度が導入された当初の司法書士の苦勞として藤田貴子「司法書士が『代理』に踏み込むということ」江藤編『司法書士の新展開』（日本評論社、2005年）164-175頁参照。また、制度改正以前の議論であるが新堂幸司「明日の司法書士像」同『司法改革の原点』（有斐閣、2001年）52-69頁は、司法書士の通常業務である登記や書面作成の執務態様が訴訟代理行為となじまない面があることを指摘しており、現在でも簡裁代理権を取得していない司法書士が多数存在することや、司法書士の中心的業務が登記であることをふまえると、司法書士の裁判関係業務の能力向上は各自の努力のみで達成するのは難しいのではないかと推測される。
- 45 佐川・前掲「民事法律扶助の新たな展開の方向性をめぐって」では、法律相談援助の拡充について述べる中で、「本人による紛争解決を支援する援助類型が考えられないか（23頁）」とし、法律相談援助と代理援助の中間領域の援助として「相談後の①関係機関等への取次ぎ・紹介、②関係機関等への相談者との同行、③相談後の簡易な交渉などのフォローサービス、④相談者の問題が複合的な場合のケースマネジメント等（24頁）」の公的支援についても検討を要する課題であるとする。司法書士の本人支援型関与に合致した法的支援の必要性を指摘するものといえよう。
- 46 菅原郁夫「司法書士による法律相談」月報司法書士411号（2006年）6-13頁。

※本稿は文部科学省科学研究費補助金基盤研究B「高齢被害者救済のための公私協働型リーガル・ネットワークの研究」（代表：守屋明）の成果の一部である。